

○阪南市企業誘致促進条例施行規則

平成14年3月29日

規則第7号

注 平成24年3月30日規則第21号から条文注記入る。

改正 平成15年9月1日規則第25号

平成17年2月23日規則第3号

平成24年3月30日規則第21号

平成30年7月26日規則第22号

令和2年12月22日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、阪南市企業誘致促進条例（平成14年阪南市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(平24規則21・一部改正)

(誘致地域の指定等の告示)

第3条 条例第2条第2号に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとし、告示の期間は、告示の日から起算して2週間とする。

- (1) 誘致地域として指定する地域
- (2) 誘致地域として指定する年月日

(敷地面積の認定)

第3条の2 条例第3条第1号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 一筆の土地であること。
- (2) 二筆以上の土地にあっては、互いに境界線が接していること。
- (3) 前号に該当しない二筆以上の土地にあっては、当該土地が隣接に

準ずる状態であり、かつ、機能的に一体であると市長が認めるものであること。

- 2 前項の規定は、条例第7条第3項第1号に掲げる行為を行った場合についても適用する。

(平24規則21・追加)

(指定企業の申請及び決定)

第4条 条例奨励措置を受けようとする企業等は、土地を取得し、又は阪南スカイタウン事業者用定期借地権設定契約を締結した後、指定企業申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の企業等は、市長に対し、誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。

- 3 市長は、条例第4条第2項の規定により企業等を指定したとき、又は却下したときは、指定企業可否決定通知書(様式第3号)により第1項の規定による指定企業の指定に係る申請をした企業等(以下「申請企業等」という。)に通知するものとする。

- 4 指定企業は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる届書を市長に提出しなければならない。

(1) 工場等の建物の建設を着工した場合 建設着工届(様式第4号)

(2) 操業を開始した場合 操業開始届(様式第5号)

(平24規則21・一部改正)

(奨励金の申請及び決定等)

第5条 立地奨励金の交付を受けようとする指定企業は、年度ごとに、市長の指示する期日までに、立地奨励金交付申請書(様式第6号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 雇用奨励金を受けようとする指定企業は、基準日の翌日から6月以内に、雇用奨励金交付申請書(様式第6号の2)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、必要な事項を審査し、適当と認めたときは、交付の決定をするものとする。

4 市長は、前項の交付の決定をしたときは、奨励金の交付を申請した指定企業に対し、立地奨励金交付決定通知書（様式第7号）又は雇用奨励金交付決定通知書（様式第7号の2）により通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第6条 前条第4項の規定による通知を受けた指定企業は、奨励金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（奨励措置の承継の申請及び承認）

第6条の2 条例第10条第1項又は第2項に規定する奨励措置の承継を受けようとする企業等は、指定企業奨励措置承継承認申請書（様式第8号の2）に事業承継に係る証明書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第2項に規定する奨励措置の承継の承認の申請については、相続の開始があった日の翌日から6月以内にしなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合は、必要な事項を審査し、適当と認めたときは、奨励措置の承継を承認するものとする。

4 市長は、前項の規定により承認したとき、又は却下したときは、指定企業奨励措置承継可否決定通知書（様式第8号の3）により当該企業等に通知するものとする。

（平24規則21・追加）

（報告及び調査）

第7条 申請企業等及び指定企業は、条例第11条の報告については、書面をもって行うものとする。

2 市長は、条例第11条第1項の規定により、申請企業等及び指定企業に対し、指定企業の指定又は奨励金の交付の決定に関する次に掲げる事項について報告をさせることができる。

- (1) 誘致地域における自己の事業に関する事項
- (2) 対象不動産に関する事項
- (3) 新規市内常用雇用者に関する事項
- (4) 条例第4条第3項(条例第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付された指定企業にあつては、当該条件の遵守状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨励措置を講じるために必要な限度において市長が報告を求める事項

3 条例第11条第1項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す立入調査員証(様式第8号の4)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平24規則21・一部改正)

(取消し等の措置)

第8条 市長は、条例第12条第1項の規定により指定企業の決定又は奨励金の交付の決定を取り消したときは、取消理由を明らかにした上で指定企業決定取消通知書(様式第9号)又は奨励金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該企業等に通知しなければならない。

2 市長は、条例第13条第1項の規定により奨励金を返還させるときは、奨励金返還命令通知書(様式第11号)により通知しなければならない。

(平24規則21・一部改正)

(申請内容の変更)

第9条 指定企業は、事業計画に係る変更が生じる場合、速やかに指定企業申請内容変更届(様式第12号)を提出しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月23日規則第3号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年7月26日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月22日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 阪南市企業誘致促進条例（平成14年阪南市条例第4号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる阪南市企業誘致促進条例の規定の適用については、この規則による廃止前の阪南市企業誘致促進条例施行規則第4条第4項及び第5条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

阪南市長様

住所

氏名 印  
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

指 定 企 業 申 請 書

阪南市企業誘致促進条例第4条第1項の規定により指定企業の指定を受けるため、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

受付番号

1 事業計画

立地場所	ブロック名			
	住所			
立地形態	新 設 ・ 移 転	土地の所有形態	取 得 ・ 借 地	
立地時期	土地又は権利の取得	年 月 日	(敷地面積 m <sup>2</sup> )	
	建物着工予定	年 月 日	(予定延床面積 m <sup>2</sup> )	
	建物完成予定	年 月 日		
	操業開始予定	年 月 日		
事業の概要				

2 資金計画(単位：百万円)

	年度	年度	年度	合 計
土地				
建物				
設備				

3 資金内訳(単位：百万円)

自己資金	
借入金	
その他	
合 計	

4 雇用計画(新規雇用人数)

	市内雇用者	(内パート)	市外雇用者	(内パート)	合 計	(内パート)
人数	人	( 人)	人	( 人)	人	( 人)

5 添付書類

- (1) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、住民票の写し)
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 会社等の概要書
- (4) 不動産の登記事項証明書
- (5) 土地の売買契約書又は阪南スカイタウン事業者用定期借地権設定契約書の写し
- (6) 工場建設の計画設計概要書
- (7) 誓約書(様式第2号)

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

阪 南 市 長 様

住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

誓 約 書

阪南市企業誘致促進条例に基づく奨励措置を受けるに当たっては、関係法令及び同条例の規定を遵守することを誓約いたします。

なお、この誓約に反した場合には、指定企業の指定又は奨励金の交付の決定を取り消されても何ら異議はなく、交付済みの奨励金があるときは、返還いたします。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

阪南市長 印

指 定 企 業 可 否 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた指定企業の指定について、阪南市企業誘致促進条例施行規則第4条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

審査結果		
指定番号	第 号	
立地場所	ブロック名	
	住 所	
指定の条件		
却下の場合 その理由		

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、阪南市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。)

また、前記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、阪南市を被告として(訴訟において阪南市を代表する者は、阪南市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

阪 南 市 長 様

住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

建 設 着 工 届

阪南市企業誘致促進条例施行規則第4条第4項第1号の規定により、下記のとおり関係書類を添付して届出します。

記

指 定 番 号	第 号
建 物 の 名 称	
建 物 の 所 在 地	
建 物 の 構 造	
延 床 面 積	m <sup>2</sup> (内自己の事業の用に供する面積 m <sup>2</sup> )
用 途	
工 事 着 工 日	年 月 日
完 成 予 定 日	年 月 日

(添付書類)

- (1) 建築建物の建築確認通知書の写し
- (2) 標記の面積が確認できる図面
- (3) 建築請負契約書の写し

\* この届書は、建築する建物(棟)ごとに提出すること。

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

阪南市長様

住所

氏名 印  
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

操 業 開 始 届

阪南市企業誘致促進条例施行規則第4条第4項第2号の規定により、下記のとおり届出します。

記

指 定 番 号	第 号		
立 地 場 所	ブロック名		
	住 所		
事 業 所 名			
操 業 開 始 日	年 月 日		
雇 用 の 状 況	従 業 員	非 常 勤 職 員	今後の採用 予定
	市内雇用者	人	人
	市外雇用者	人	人
	合 計	人	人

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

阪南市長 様

住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

立地奨励金交付申請書

阪南市企業立地促進奨励金の交付について、阪南市企業誘致促進条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添付して交付申請します。

記

指 定 番 号	第 号	
立 地 場 所	ブロック名	
	住 所	
取得土地面積	m <sup>2</sup> (内自己の事業の用に供する面積 m <sup>2</sup> )	
借地土地面積	m <sup>2</sup> (内自己の事業の用に供する面積 m <sup>2</sup> )	
建物延床面積	m <sup>2</sup> (内自己の事業の用に供する面積 m <sup>2</sup> )	
奨励金申請金額	金 円	
土 地 分	金 円( 年 月 日取得・回目奨励金)	
建 物 分	金 円( 年 月 日完成・回目奨励金)	

(添付書類)

- (1) 固定資産税納税通知書の写し及び固定資産納税証明書
- (2) 対象建物の登記事項証明書(建物分1回目の奨励金時のみ)
- (3) 標記の面積が確認できる図面
- (4) 条件を付された指定企業にあつては当該条件の遵守状況を証明する書類

様式第6号の2(第5条関係)

年 月 日

阪南市長 様

住 所  
氏 名 印  
〔法人にあつては、その名称〕  
及び代表者の氏名

雇 用 奨 励 金 交 付 申 請 書

阪南市雇用促進奨励金の交付について、阪南市企業誘致促進条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

指 定 番 号	第 号	
立 地 場 所	ブ ロ ッ ク 名	
	住 所	
事 業 所 名		
操 業 開 始 日	年 月 日	
現 在 の 雇 用 状 況	新 規 市 内 常 用 雇 用 者 数	人

(添付書類)

- (1) 雇用者名簿その他の雇用者数が分かる書類
- (2) 新規市内常用雇用者の住民票の写し
- (3) 新規市内常用雇用者の雇用契約書
- (4) 新規市内常用雇用者が雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく被保険者となったことの届出により、同法第9条第1項の確認を受けている者であることを示す書類

様式第7号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
名 称  
代表者名 様

阪南市長 印

立 地 奨 励 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった阪南市企業立地促進奨励金の交付について、  
下記のとおり決定したので、阪南市企業誘致促進条例施行規則第5条第4項の規定により、通  
知します。

記

立地奨励金の額 金 \_\_\_\_\_ 円

土 地 分	金	取 得 円( 年 月 日 ・ 回目奨励金) 借地契約
建 物 分	金	円( 年 月 日 完成 ・ 回目奨励金)

様式第7号の2(第5条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
名 称  
代表者名 様

阪南市長 印

雇 用 奨 励 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった阪南市雇用促進奨励金の交付について、下記  
のとおり決定したので、阪南市企業誘致促進条例施行規則第5条第4項の規定により、通知し  
ます。

記

雇用奨励金の額 金 \_\_\_\_\_ 円

積 算 根 拠	20万円 × 人 = 円
---------	--------------

様式第8号(第6条関係)

年 月 日

阪南市長 様

住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

奨 励 金 請 求 書

年 月 日付け第 号により交付決定の通知があつた阪南市企業立  
地促進奨励金・阪南市雇用促進奨励金を下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 振 込 先 金融機関名 \_\_\_\_\_  
預 金 種 別 \_\_\_\_\_  
口 座 番 号 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
口座名義人 \_\_\_\_\_

様式第8号の2（第6条の2関係）

第 号  
年 月 日

阪南市長 様

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

指 定 企 業 奨 励 措 置 承 継 承 認 申 請 書

阪南市企業立地促進条例第10条第1項又は第2項の規定により奨励措置の承継の承認について、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

指 定 番 号	第 号	
立 地 場 所	ブロック名	
	住 所	
事 業 内 容		
取 得 土 地 面 積	m <sup>2</sup> (内自己の事業の用に供する面積	m <sup>2</sup> )
借 地 土 地 面 積	m <sup>2</sup> (内自己の事業の用に供する面積	m <sup>2</sup> )
建 物 延 床 面 積	m <sup>2</sup> (内自己の事業の用に供する面積	m <sup>2</sup> )
承 継 理 由		

(添付書類)

事業承継に係る証明書類

様式第8号の3（第6条の2関係）

第 号  
年 月 日

様  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

阪南市長 印

指定企業奨励措置承継可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた奨励措置の承継の承認について、阪南  
市企業誘致促進条例施行規則第6条の2第4項の規定により、下記のとおり決定した  
ので通知します。

記

審査結果		
指定番号	第 号	
立地場所	ブロック名	
	住 所	
承認の条件		
却下の場合 その理由		

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、阪南市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。

また、前記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、阪南市を被告として（訴訟において阪南市を代表する者は、阪南市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第8号の4(第7条関係)

10cm	
第	号
立入調査員証	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、阪南市企業誘致促進条例第11条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
阪南市長	印

6cm

様式第9号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

阪南市長 印

指 定 企 業 決 定 取 消 通 知 書

阪南市企業誘致促進条例第12条第1項の規定により、下記のとおり指定を取り消したの  
で、同条例施行規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 指定番号 第 号

2 取消理由

様式第10号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

阪南市長 印

奨 励 金 交 付 決 定 取 消 通 知 書

阪南市企業誘致促進条例第12条第1項の規定により、下記のとおり阪南市企業立地促進奨励金・阪南市雇用促進奨励金の交付の決定を取り消したので、同条例施行規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定の年月日及び文書番号

年 月 日 第 号

2 取消理由

様式第11号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様  
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

阪南市長 印

奨 励 金 返 還 命 令 通 知 書

阪南市企業誘致促進条例第12条第1項の規定により、下記のとおり交付した阪南市企業立地促進奨励金・阪南市雇用促進奨励金の交付の決定を取り消したので、同条例第13条第1項の規定により阪南市企業立地促進奨励金・阪南市雇用促進奨励金を返還することを命じます。

記

1 返還金額 金 円  
(内 訳)

2 返還期日 年 月 日

様式第12号(第9条関係)

年 月 日

阪 南 市 長 様

住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

指 定 企 業 申 請 内 容 変 更 届

阪南市企業誘致促進条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添付して届出します。

記

1 事業計画の変更項目、内容及び理由

項 目	内 容	理 由

2 添付書類

変更事項に係る必要書類

- 様式第1号（第4条関係）  
（平24規則21・全改）
- 様式第2号（第4条関係）  
（平24規則21・一部改正）
- 様式第3号（第4条関係）  
（平24規則21・全改、平30規則22・一部改正）
- 様式第4号（第4条関係）
- 様式第5号（第4条関係）
- 様式第6号（第5条関係）  
（平24規則21・一部改正）
- 様式第6号の2（第5条関係）  
（平24規則21・一部改正）
- 様式第7号（第5条関係）
- 様式第7号の2（第5条関係）
- 様式第8号（第6条関係）
- 様式第8号の2（第6条の2関係）  
（平24規則21・追加）
- 様式第8号の3（第6条の2関係）  
（平24規則21・追加、平30規則22・一部改正）
- 様式第8号の4（第7条関係）  
（平24規則21・追加）
- 様式第9号（第8条関係）
- 様式第10号（第8条関係）
- 様式第11号（第8条関係）  
（平24規則21・一部改正）
- 様式第12号（第9条関係）  
（平24規則21・一部改正）